

## 佐賀空港旅客ターミナルビル増築・改修建築工事に対する回答書（No.3）

佐賀ターミナルビル株式会社 総務部  
住所：〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道  
TEL 0952-46-0100  
メールアドレス kouji@saga-ab.jp

回答年月日：平成31年3月18日

質 問 事 項 及 び 要 旨	回 答
No.1 国内線増築部の身障者用駐車場の屋根撤去、歩行者用の屋根撤去、AS舗装の撤去、モニュメントの撤去、既存建物の室外機、犬走りの撤去等は、設計書に含まれていないので、別途工事と考えて宜しいでしょうか。	別途工事です。
No.2 全上増築部に汚水埋設配管がありますが、別途工事として増築部工事着手前に盛替え・既存撤去が完了していると考えて宜しいでしょうか。	別途工事です。
No.3 増築部北側の歩道について、設計書には計上されていませんが、工事着手前には撤去・切下げ等が完了していて、杭工事車両等が場内に入れる状況になっていると考えて宜しいでしょうか。	身障者駐車場上家及び基礎は、別途工事で撤去予定です。ただし、歩道縁石等は、現状を残置して再利用することとしています。なお、工事で部分撤去する場合は、現状復旧をお願いします。
No.4 9月～3月中旬までの間、山留め、根切（水替え共）、捨てコン、基礎配筋・型枠は施工できると考えて宜しいでしょうか。	海苔漁期内（9月～3月中旬ですが、終期については、毎年変動します）は、コンクリート打設は、一切不可です。なお、その他の工事は、工事現場から発生する汚濁水対策を行うことで、施工できます。

<p>No.5 改修工事工程において、その他別途工事における特殊な施工日数があれば御指示ください。</p>	<p>特にありませんが、関係者や関係機関等との十分な事前調整が必要と考えられます。</p>
<p>No.6 改修工事について、既存流用物等がありますでしょうか。</p>	<p>設計図、設計切り抜き書に示した以外にはありません。</p>
<p>No.7 改修工事部分について、工事着手時は施主備品、什器の撤去等は終了しているものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>良いです。</p>
<p>No.8 既存改修工事において、新設EVは作業員、資材の運搬・移動に使用できると考えて宜しいでしょうか。（養生のうえ、使用とする。）</p>	<p>施設利用者や関係者が使用する時間帯以外は、使用は可能ですが、詳細については、落札者と協議を行い決定します。</p>
<p>No.9 改修工事について設計書に明記されていない項目（仮設耐火壁に伴う既存天井解体・仮復旧、仮設壁設置に伴う仕上げ材の復旧、ダクト貫通部の床増設等）は協議対象と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>設計図面に示した内容や設計内訳書で積算した以外の内容で変更がある場合は、変更協議の対象とします。</p>
<p>No.10 A-009 中和装置について、10m<sup>3</sup>/時を4台と明記されていますが、必要スペースの確保とコスト面より40m<sup>3</sup>を1台と考えても宜しいでしょうか。</p>	<p>中和装置について、10m<sup>3</sup>/時を4台としてください。</p>